

# 平成 28 年第 4 回福祉環境委員会会議録

平成 28 年 9 月 7 日

第 2 委員会室

開 会： 午前 9 時 55 分

委員 長 橋 本 平 紀

副委員 長 西 尾 努

2 番委員 遠 山 信 子、3 番委員 畑 村 眞 吾、4 番委員 堀 井 文 博、

5 番委員 荒 田 雅 晴、6 番委員 堀 光 明

紹介議員 水 野 功 教

委員 長 ; おはようございます。

平成 28 年第 4 回福祉環境委員会を開会いたします。この会議は、去る 9 月 1 日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行います。

それでははじめに、可知市長に挨拶をお願い申し上げます。

市 長 ; 皆さん、おはようございます。

早朝から福祉環境委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。9 月 1 日の本会議で当委員会の付託されました議第 86 号恵那市介護老人保健施設条例の一部改正をはじめ、7 件の議案についてご審議をいただきます。どうかよろしくお願いをいたします。そしてひとつ報告でございますけども、9 月 4 日に恵那市の防災訓練を開催させていただきました。これは、午前 8 時にマグニチュード 9、恵那市は 6 弱の地震があったという想定のもとに、全地域、全市民を対象にそれぞれ各地域で地域別に訓練をいたしました。議員の皆さん方にもご参加いただきまして誠にありがとうございます。全体でその日に参加していただいた市民は、21,753 名ということで昨年と思うと 893 人増、率としては 41.9%の市民が参加していただいたということで、昨年と比較しますと 2.2%アップ、こういうことで、熊本地震あるいは岩手県の台風 10 号のそういったことがあったこともあり、また、今回各自治会必須的にやっていただいたのは、安否確認をしてもらう。高齢者、幼児、障害を持つ方々の安否を確認した、ということが各自治会で必ずやっていただきたいと、こういうことで、させていただきました。その結果もあったと思います。ありがとうございます。また、さらなる気を引き締めて災害に対する対応をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。それでは、お願い致します。

委員 長 ; ありがとうございます。続きまして後藤副議長、挨拶をお願い申し上げます。

副議長 ; どうも皆さん、おはようございます。

今日は福祉環境委員会ということで、委員の皆様方、行政の方、ほんとうにご苦勞様でござ

ございます。この委員会、9月1日の本会議で当委員会に付託をされました議案7件、それと請願1件の審議でございます。慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。挨拶いたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに質疑、答弁、討論、採決という順序で進めて参ります。質疑・答弁とも、簡潔かつ明瞭を心がけて下さい。なお、発言に際しましては、私の許可を得て、マイクの赤いランプの点灯を確認してからお願い申し上げます。

---

委員長 ; それでは、

**議第86号 恵那市介護老人保健施設条例の一部改正について**  
を議題いたします。

本件に対する質疑はありませんか。

委員長 ; 1番委員。

1番委員 ; はい、今後ですね、たとえばこの指定管理が進んでいく中で、ひまわりの今の職員の処遇についてですけど、以前福寿苑の場合は部署替えだとか、配置替えの中でいろいろと対応していただけたというふうに思っておるんですが、今回介護職の方たちの職はどのように考えてみえるのかを教えてください。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 指定管理後の職員の処遇でございますが、全協で申しあげましたように、まずは来年の7月、指定管理を認めていただけましたら、その後に職員ひとりひとりと面談をして確認をしてまいります。その後、市に残られるという希望をされた方につきましては、市の職員としての地位、身分については保障をいたします。また、専門的な希望につきましても、可能な限り希望をお聞きして務めたいというふうに考えておりますが、その点につきましては、まだ詳細につめておりませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 1番委員。

1番委員 ; 要望になりますけど、職員の思いを良く聞いていただいて、職員ひとりひとりの立場で考えていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 福寿苑の場合は、介護員の方たちは一般職になるわけですけども、当然、そこで事務をやったことないということで、半年間は猶予をみてその事務を教えたことと。教えていくと。いう対応をしていただいたわけですけども、福寿苑と全く同じ対応をしていただけるわけですか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; それにつきましても、十分に配慮したいと考えております。そのためにも、早めに指定管理の指定をお願いしたいということで進めております。よろしくお願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 指定管理はまた皆さんで検討するわけですが、基本的には職員の気持ちをよく酌んでいただいて、説明をしていただいて、そこで納得してもらいたいと。そういうふうに思っておりますけども、いかがですか。

委員長 ; 副市長。

副市長 ; 福寿苑の時もそうでしたけれど、今回のひまわりについてもしっかり対応していきたいと思います。たとえば、もう少し前には給食センターの場合、一般職になりたいという方が技能労働職から一般職へ受験したいという 50 歳以上の方ですけど、そういう方が何人もみえました。そういった方についても半年の経験を積んでですね、たとえば現在では税務課とかあるいは給食センターの事務といったところに、あるいは市民課にも配置しておりますけれど、そういった対応をしっかりしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; お願いします。福寿苑の現在の運営状況というのは... ごめんなさい。ひまわりの運営状況は利用率 100%ということなんですが、今後 3,000 万円の繰り入れをこれからずっと必要だというお話なんですが、これについてどのような試算でいってみえるのか教えて欲しいんですけども。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; お配りしました資料にもございますけれども、現在、年間の収支で 4,000 万円ほどの損失になっておりまして、そのうち 3,000 万円強が直接支払いの必要な、現金の必要な損失となっております。現在につきましては、その損失分につきましては、内部に留保されております預金を取り崩す形で対応しておりまして、取り崩す原資となります預金が平成 30 年度までしか、現在のように 3,000 万円ずつ損失が出ますと足りないという現状でございます。その点につきましては、収入の方では主なものは介護保険の給付でございますので、固定されているということで改善される見込みはなかなかつきにくいということで、指定管理の方をお願いしているということでございます。以上でございます。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; ちょっとお聞きします。この年間 4,000 万円の損失というのは、大きな原因はなんでしょう。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; まずは介護保険の報酬、給付でございますけれども、これにつきましては、27 年度より改定がございまして、介護老人保険施設につきましては下がっておりまして、収入が減ったということが 1 点。それから、職員給与の面では昨年人勧もございまして、人件費が伸びているということがあげられます。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; ひまわりが指定管理者になるこの条例の改定ですが、指定管理者になるということは、経営者が変わる。福寿苑もそうですけど、経営者が変われば利用料は変わらなくても細かいところでサービスが変わってくると。たとえば、良くなることと、悪いことがあると思いますが、それは福寿苑も含めてモニター制度とかつくって、利用者の声を聞く機会はどのようにつくっていくんですか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 福寿苑の場合ですと、そのチェックのために定期的に連絡するための会議を設置したいということで、先日第 1 回目の会議を行っておるところでございます。又、利用者の声ということでは直接関係ないのでございますけれども、介護相談員制度ということで、包括支援センターの制度でございますが、相談員が直接利用者の所へ行って、いろいろ日常的な話を聞くような制度もございまして、そういったものを通じまして利用者側からの施設の様子というのを把握できると考えております。以上でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 利用者の意見を聞くということは、さっき会議をやると。会議で出ることとはかなり悪いことしかでてこん。やはり、利用者の親族からモニター的に聞くべきだと。良くなることばかりならいいんだけど、悪くなることも多い。ということで、やはりこの施設は市の施設ということで、責任をもった経営をするように何らかの形で指導して欲しい。要望です。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 現在はきちんと利用者のご親族からモニターするという制度はございませんが、今後実施する方向で検討していきたいと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; この損失の部分を見ると、今後この指定管理者がこれだけの損失があつて、同じサービスで職員を同じようにするということは大変難しいと思われませんが、そのことについてはどのように考えてみえますか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; この点につきましては、先ほど申しました介護保険の給付の減でございますが、公立であるが故にももらえないというものもございまして、たとえば、職員の処遇改善加算というのがございますが、今度の改正では給付を下げる代わりに下げた分の加算で埋め合わせるという、そういう考え方もしてございまして、市の場合だとその加算が認められませんが、指定管理者に移行した場合にはその加算も当然付くということで、給付そのものも改善が見込まれるというふうに考えております。以上でございます。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; どのぐらいの加算が見込まれるんですか。

委員長 ; ひまわり事務長。

ひまわり事務長 ; 介護給付費の 1,000 分の 27 相当を加算として、得られる見込みです。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 条例化にあたって反対の立場で討論いたします。今回、市からは大変丁寧な今後の予定等を提案されておりますので、その点については丁寧な対応が出来ていると思いますが、地域の住民への説明は充分されているでしょうか。明智ではなく、恵南地域の説明が充分必要な施設だということだと思っております。ひまわりは利用率が多く、地域でほんとに信頼されている施設で、医師と職員が常に一体となって入居者さんの今後の対応についても充分検討されていると聞いております。また、働いている職員もとても仕事に生きがいをもっているというふうに聞いております。地域の信頼も厚くて、こういう丁寧な介護施設が市の直営でなくなるということは、まだまだ多くのすりあわせ、リスクを考える必要があると思います。税制、お金は逼迫しておりますが、市の方も大変ではありますが、福祉施設は本来お金がいるから切り取るものではないので、自治体が責任を持って運営することを提案致します。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、採決を行います。

**議第86号 恵那市介護老人保健施設条例の一部改正について**  
は原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって「**議第86号**」は原案のとおり可決すべきと決しました。

---

委員長 ; 次に、

**議第87号 恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**  
を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 全協で少し説明を受けたわけですが、なかなか私理解できないものですから、もう一度ここで質問させていただきます。療養型と地域包括ケア病床になるということで、療養

病床と地域包括ケア病床の中身を教えてください。

委員長 ; 上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; 療養病床につきましては、2種類ございます。ひとつは、医療を必要とする病床、それからもうひとつは、介護を必要とする療養型の病床ということで2つございますけれど、上矢作病院につきましては、医療療養型の病床を現在平成 14 年から運用をしております。ケア病床につきましては、急性期一般病棟を経て患者さんを受け入れる病床になっております。また、在宅にいる患者さん、それから救急など急性期からの患者様、他の病院から当院へ移る慢性期を経た患者さんを受け入れる病床となっております。また、ケア病床は在宅復帰を目的とする病床になっております。療養病床につきましては、入院期限が決まっておりません。上矢作病院におきましては、平成 14 年から運用を開始しましたが、医療を目的とする病床ということで約3ヵ月の入院期間として運用をしております。それから、地域ケア病床につきましては、規定がございまして、60日というような入院が決まっております。先ほど申しましたとおり、在宅を目的としておりますので、入院 60 日以内に在宅へ復帰していただく患者さんの受入となり、その在宅復帰率が70%というような結構厳しい決めもございます。平成 27 年5月から一部地域型のケア病床を開始しておりますけれども、今のところ 100%クリアできているという実情でございます。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 療養型病床の患者さんが包括ケア病床に入れるんですか。

委員長 ; 上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; 一般病床につきましては、約30日という入院期間が決まっております。14日以内ですと、お金の話を致しますが、実績でいうと27,000円ほどのお金というふうになりますけれども、14日以降につきましては、

(「言ってることが違う。」と声あり)

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 療養型病床の患者さんが、包括ケア病床としての扱いを受けるかどうかということですよ。

委員長 ; 上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; 在宅に向けた診療が出来る患者さんにつきましては、地域ケア病床の方に移るということは今現在行っております。移ることが可能になっております。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; お聞きします。まず1つ目ですが、療養病床をなくし、全部上矢作の場合は特にそうなんですけど、一般病床に繰り入れるということは、どういう意味があって、どういうメリットがあってそういうふうにされるか、ということ。2つ目は、これをお聞きします。これだけ教えてください。

委員長 ; 上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; メリットというお話でございますけれども、平成 28 年度の診療報酬の改定がございまして

て、療養病床の入院患者さんにつきましては、平成 28 年の 10 月から酸素の供給量ですとかそういった取り決めが厳しくなりました、当院の療養に入院されている患者さんがその重要度に達していない患者さんがほとんどであるということで、このため、診療報酬上、今まで 100%いただいていた診療報酬が 95%ほどしか請求ができなくなるというようなことがございます。それからもうひとつは、平成 30 年までに国は療養病床を 14 万床削減するというようなことも発表されております。そうしたことから今早めな対応をしていかないと診療収入の減少が見込まれるため、今回早めな対応をして運用をさせていただくことを提案しております。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 95%のものが一般病床にすると 100%になるので診療報酬のことも考えるということ。それから、今後病院のベット数を減らすというような話がありますね。だからそのことにも対応するということかと思いますが、この一般病床にして地域包括ケア病床にするということだと思います。地域包括ケア病床は、一般病床にしないとできないことだという解釈をさせてもらいましたが、今畑村議員が質問されたみたいに、地域包括ケア病床というのは、どんなことをするのか。もう少し具体的に教えて下さい。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 地域包括ケア病床につきましては、在宅に向けてのリハビリを重点に行う病床でございます。以上です。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; ということは、療養病床の人は入院医療を必要とする患者さんですね。それが地域包括ケア病床になると、そのままそっちに移行できるのかどうかということ。中身がわからんもんで言ってることが。

委員長 ; 上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; 移行はできます。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 療養病床の入院患者さんは 3 ヶ月ですね。移行できるということは 6 ヶ月になるということは非常にいいこと。そういうこと。違う。それとは違う。その点教えて。

委員長 ; 上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; 先ほど少し申しあげましたが、一般病床につきましては 30 日。それから療養病床につきましては、上矢作病院は今まで 14 年から 3 ヶ月というようにお話をさせていただいたと思いますが、過程として一般病棟へ 15 日入院されて地域ケア病床に移った場合、併せて 75 日ということになります。一般病棟 30 日まで入院されて地域ケア病床に移った場合はプラス 2 ヶ月ということで計 3 ヶ月ということになります。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; ということは、地域包括ケア病床の治療は 2 ヶ月間受けられるとこういうことですね。

委員長 ; 上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; そのとおりでございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、採決を行います。

**議第 8 7 号 恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**  
は原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

全会一致であります。よって「**議第 8 7 号**」は原案のとおり可決すべきと決しました。

---

委員長 ; 次に、

**議第 8 8 号 恵那市病院事業等の使用料及び手数料徴収条例の一部改正について**  
を議題といたします。  
本件に対する質疑はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 8 8 号 恵那市病院事業等の使用料及び手数料徴収条例の一部改正について**  
は原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

全会一致であります。よって「**議第 8 8 号**」は原案のとおり可決すべきと決しました。

---

委員長 ; 次に、  
**議第94号 平成28年度恵那市一般会計補正予算（第2号）（歳入歳出所管部分）**

を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

委員長 ; 1番委員。

1番委員 ; 6ページですね、民生費の高齢者福祉事務一般経費なんですが、説明の中で3施設からの要望で270万円の補助金をという話を聞いたんですが、これは各施設から公募して3施設しかなかったということなのか。たとえばやっぱりこういうものはかなり他の施設も必要だと思いますので、今後どのような対応をされるのか、この2点について教えて下さい。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 今回の事業につきましては、国が平成27年の補正予算を活用致しまして今回限りで作ったメニューでございまして、今後どのようになるかというのはまだ不明な点でございます。これが1点でございます。その経緯でございますけれども、かなり期日が短い状況でございまして、市の方でその照会を把握しましたのが2月のはじめでございます。ただちに施設に周知を図りましたが、その結果、3事業所から応募があったということでございます。よろしくお願い致します。

委員長 ; 他にありませんか。

（「なし。」と声あり）

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 恵那市内に介護施設は結構たくさんあるわけですが、その施設、全施設に対してこういう介護ロボットがありますよという通知は出しました。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; これにつきましては、国の方から流れておりますし、それぞれの所管ですね、特養ですとか、県の所管のものは県から流れておりますし、地域密着型についてはうちの方からしっかり流してございます。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 6番委員。

6番委員 ; 6ページですね、住民基本台帳ネットワークシステム経費について聞きたいんですけど、個人番号カードは、最初発行しだしたときは、大変待ち時間がおおくて、大変だったんですけど、現状どれくらいの申請数があって、どれくらいカードを発行されたか。また、現状その辺の発行は、うまくいっているのかが1点と、生活保護費7ページの生活保護費なんですけど、歳入に64万7,000円あって、たぶん生活保護費は国が2分の1で県と市が4分の1ということですので、この内容がわからないんですけど、生活保護費の分と別の部分の予算じゃないかと思っておりますので、聞いたかもしれませんがその辺ちょっと説明お願いしたいんですけど。2点お願いします。

委員長 ; 市民環境課長。

市民環境課長 ; マイナンバーカード、個人番号カードのお問い合わせでございます。8月末現在の数値を申し上げたいと思います。8月末現在で恵那市内の申請数が3,341枚、このうち申請されて死亡されたとか、申請されて他の市へ転出された、または、写真不備等で再申請されたというところを引きますと有効申請数としては2,755枚となります。そのうち、8月末で交付済みの枚数が1,816枚となっております。恵那市に関しましては、カードが出来、恵那市にまいりましたら個人の皆様にそれぞれご案内通知を出しております。お受け取りの際の混雑緩和をするために、電話での予約制にしております。この交付のシステム、全国一斉に始まったときは新聞にも取り上げられましたけど、システムが止まってしまうというようなことがありまして、恵那市においても3日ほどそのような状態が年度当初ありました。今はシステムの方も改修されておりますので、通信が止まるということはない状況にあり、来ていただいたお客様は平均10分かからない時間ですべて交付しているような状況でございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; 生活保護費の精算のことについてのお尋ねですけれども、生活保護費の精算につきましては、国の負担率4分の3ということで、一括して2億2,000万円の予算を計上させていただいておるわけなんですけれども、精算につきましては生活扶助費が1点、介護扶助費が1点、そして医療扶助費ということで、3つのカテゴリーにわかれてそれぞれ精算をさせていただきます。ですので、今回は歳入で受けた生活扶助と介護扶助、ここにつきましては、足らずまいが生じて精算のことにより、足らずまいが生じて647,00円の過年度収入、そして医療扶助につきましては、少し見込みと若干違っておりましたので、これを過年度精算でお返しするというようなことで、歳入と歳出にそれぞれ分かれて精算行為が生じるということでご理解願いたいと思います。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 障がい者地域生活支援事業費に暮らしを守るということで、障がい者相談支援事業費の増ということで委託料が盛ってありますが、このことについて詳しいことを教えて下さい。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; ここでは障がい者相談支援事業につきまして、少し説明をさせていただきます。社会的弱者の相談事業を多く受け持っている私たち社会福祉課におきましては、市職員が受け持つよりも社会福祉士など専門性の高い職員が在籍している恵那市社会福祉協議会に事業そのものを委託することで事業効果を上げているケースが多くあります。平成27年度までの障害者の相談支援事業につきましては、社会福祉協議会正規職員1名が社会福祉課に席をおきながら市民の相談業務にあたっていますけれども、昨年、平成27年度10月に恵那市総合福祉センターの一室に障害者や引きこもりの居場所づくりということで、「ぷらっと」という社会的な生活空間を設置させていただきました。このことによって、この職員1人が相談業務を行うにあたって、今日は恵那市役所、明日は福祉センターということで極めて多忙な業務になってきたということも事実でありまして、平成28年度の当

初予算において、この「ぷらっと」にも専任の相談支援職員の配置を社会福祉協議会にお願いして、臨時的職員1名の人件費を当初予算に計上させていただいて、認めていただいたということがありますけれども、3月の下旬に臨時的職員ではなくて専門的な資格を持った社会福祉士が嘱託職員に来ていただくということが正式に決まりましたので、当初予算としましては少し不足じまいが生じたのでその人件費分を今回の補正に計上させていただいて、今後の障害者の相談窓口を充実していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 関連してお聞きしますが、その「ぷらっと」の利用とか、そこへ来る子どもたちについての関わりはいかがになっていますか。進んでおりますか。利用率も上がっていますか。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; ここは登録制ではありませんので、体が空いた時間にそこに来て、その引きこもりの方などは少し社会的な空気を吸っていくということで、私も気にしております。月に2日程度は社会福祉センターの方に寄り寄りには「ぷらっと」に寄らせてもらいますけれども、常時3人から4人の方が専門相談員と共にいろんな話をしておる、そんなような事実で、つくってよかったなあというふうに考えております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第94号 平成28年度恵那市一般会計補正予算(第2号)(歳入歳出所管部分)**

は原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

全会一致であります。よって「**議第94号**」は原案のとおり可決すべきと決しました。

---

委員長 ; 次に、

**議第95号 平成28年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)**

を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; この繰り入れですが、この基金ということになっておりますが、なぜこれだけのお金が出たのか。この前説明はありましたが、もう一度詳しくお聞きしたいと思います。そして、これだけの基金があったら次年度の方に国民健康保険料を少しは安く市民に還元できないかと、お聞きしたいと思います。お願いします。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; それでは、お答え致します。これだけ繰越金が出たのはなぜか。ということですが、前に部長が申しましたとおり、2点の理由からと分析しております。1点目が一人当たりの医療費の伸びが予想を下回ったということでございます。昨年、一昨年、25年から26年度一般療養給付費の伸びでございますけれども、5.16%の伸びで平成27年度は3.7%の伸びということで、これが大きな原因となっております。また、2点目ですけれども、公的資金の投入ということで税と社会保障の一体改革から、消費税の増税部分を投入することが決まりまして、前倒しで7,000万の当初予算にないお金が入ってきたということで、繰越金が出ました。これを平成28年度の保険料にということでございますが、今のところ5.56%の伸びで予算を立てております。それでも基金投入は1億1,000万の予定をしておりますので、お返しするとかということよりも経営を健全にしていきたいと思っております。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; 追加でございますが、基金の保有高、今のところ4億5,000万円ほどございますが、1カ月の診療報酬等支払いが3億1,000万円ほどございます。その3カ月分を持つことが理想的だということですので、恵那市では9億円以上の基金が必要となっておりますが、今回積み立てても6億円余ということ。また、取り崩す予定が1億円余あるということから、概算ではございますけれどもまだまだ足りない状況でございます。以上でございます。

委員長 ; よろしいですか。

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第95号 平成28年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2**

号)

は原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

全会一致であります。よって「議第95号」は原案のとおり可決すべきと決しました。

---

委員長 ; 次に、

**議第96号 平成28年度恵那市介護保険特別会計補正予算(第1号)**

を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第96号 平成28年度恵那市介護保険特別会計補正予算(第1号)**

は原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

全会一致であります。よって「議第96号」は原案のとおり可決すべきと決しました。

---

委員長 ; 次に、

**議第102号 平成28年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)**

を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 102 号 平成 28 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)**

は原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

全会一致であります。よって「**議第 102 号**」は原案のとおり可決すべきと決しました。

委員長 ; ここで 10 分間休憩し、10 時 50 分から再開致します。

執行部の皆様はこれで退席いただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、暫時休憩致します。

(午前 10 時 40 分休憩)

---

(午前 10 時 50 分再会)

委員長 ; 会議を再開致します。それでは

**請第 4 号 恵那市介護老人保健施設「ひまわり」の指定管理者制度導入に関する請願**

を議題といたします。

はじめに議会事務局長に請第 4 号の内容を朗読させます。

委員長 ; 議会事務局長。

議会事務局長 ; それでは、定例会関係書 68 ページをお願い致します。朗読をさせていただきます。

請願番号 請第 4 号、件名 恵那市介護老人保健施設「ひまわり」の指定管理者制度導入に関する請願、請願者 ひまわりの指定管理を考える会 恵那市明智町東山 1 丁目 1495-4 代表 野崎弘二、恵那市明智町市場 107-13 代表 星島とよ子、請願の要旨 恵那市介護老人保健施設「ひまわり」が恵那市直営ではなくなる事で、①福祉の理念である公平、平等な介護サービスが受けられるのか ②利益優先の運営で利用者負担が増えないか ③介護労働者の労働環境は守られるか ④入所待機老人が増えないか ⑤サービスが低下しないか ⑥介護士の確保はできるのか等が懸念される。よって、恵那市介護老人保健施設「ひまわり」を指定管理しないことを求める。紹介議員 水野功教、受理年月日 平成 28 年 8 月 19 日、付託先 福祉環境委員会。

69 ページをお願い致します。

恵那市介護老人保健施設「ひまわり」の指定管理者制度導入に関する請願、紹介議員 水野功教、請願要旨 日頃より、恵那市民の暮らしと社会福祉の向上に向けて、ご尽力されている事に敬意を表します。平成 27 年 3 月に、恵那市が出した「第 6 期高齢者福祉事業計画書」によると、65 歳以上の高齢者人口は増加し平成 29 年度の高齢化率は 33.1% に達すると予想されています。国の「介護保険制度の改正」がすすむなか、「特別養護老人ホーム福寿苑」（以下、特養福寿苑）においても、今年 4 月より指定管理者制度が導入されました。「介護老人保健施設ひまわり」（以下、老健ひまわり）も平成 30 年には指定管理化される計画を恵那市は持っているようです。これまで「国保上矢作病院」を中心に「特養福寿苑」「老健ひまわり」と 3 つの公共施設が連携し恵南地域の高齢者医療支援の柱となり、私たち市民の豊かな老後を担保していました。「福寿苑」の指定管理化から 2 年も経たぬうちに「老健ひまわり」を指定管理運営する事は、公共サービスの低下にほかなりません。「老健ひまわり」が恵那市直営でなくなる事で、①福祉の理念である公平、平等な介護サービスが受けられるのか ②利益優先の運営で利用者負担が増えないか ③介護労働者の労働環境は守られるか ④入所待機老人が増えないか ⑤サービスが低下しないか ⑥介護士の確保はできるのか等が懸念されます。「高齢者が豊かに暮らせる」「住み慣れた地域で介護を受け安心して暮らせる」という恵那市民の願いをしっかりと受け止めていただきたいと切望します。また指定管理者制度の導入で「どのように変わるのか」は市民に十分な説明はされていません。私たちは市民の想いを大切にした施策を願っています。私たちは以下の事についてお願いいたします。請願内容 「介護老人保健施設ひまわり」を指定管理にしないで下さい。地方自治法第 124 条の規定により、請願書を提出します。平成 28 年 8 月 19 日、請願者 ひまわりの指定管理を考える会 住所 恵那市明智町東山 1 丁目 1495-4 代表 野崎弘二、住所 恵那市明智町市場 107-13 代表 星島とよ子、恵那市議会議長 堀光明様。以上でございます。

委員長 ; 請第 4 号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と声あり）

委員長 ; 紹介議員から説明を聞くことに決しました。それでは、紹介議員に入室していただきます。

（紹介議員（水野議員）入室）

委員長 ; 請第 4 号の紹介議員、水野議員です。それでは、紹介議員より説明をお願い申し上げます。

紹介議員 ; 皆さん何かとお忙しい中、当請願についてご審議を賜りまして誠にありがとうございます。今回、ひまわりを指定管理に出来るという議案が市長から出されて、先ほど当委員会では多数で可決という格好になったようではありますが、住民の方々のほうからですね、

このひまわりについては、なんとしてもそれをやめて欲しいと。引き続き直営でお願いしたいという請願を出すというふうな動きがありまして私はこのたび紹介議員となったわけでございますので、よろしくお願い致します。これまで、合併前恵南地域は高齢者福祉の砦として国保上矢作病院、特養福寿苑と共に、老健ひまわりが連帯して高齢者の地域で生きる権利を保障してきました。そのように思っとるわけですが、恵南地域の自治の力、自分たちで町をやっていくんだと、いう誇りであったというふうに思うわけであります。国の市町村合併推進政策の元で合併した恵那市は国の圧力の元、職員削減を中心とする行財政改革を進めてきました。合併当初、恵那市職員が多いのは、直営施設が多いからと言われ、その手段として、労働集約産業ともいえる福祉の現場の保育園、高齢者福祉施設に民間で出来ることは民間にとりして、民営化のひとつである指定管理者制度を推進されてきました。ひまわりは、全協の資料にもあるように、合併当初から行革の目玉とされ、18年から22年の第1次行革行動計画で福寿苑とともに指定管理者制度導入が計画され、22年9月恵那市介護保険施設運営検討委員会が設置され、導入に向けて議論されてきました。私も何度か、この会議を傍聴致しました。この会では指定管理については、合意というところまでは得られなかった内容でしたが、しかしまとめの文書にはその内容は反映されていない中身でまとめられておりました。このように私、記憶しております。それが、この文書の中にある苦渋の選択という言葉が書いてあるわけですが、その事実だということに思います。当初の計画からすれば、大幅に遅れたわけですが、それだけ指定管理導入には、問題、不安が多いということの証明だということに思います。今年4月から指定管理がスタートした福寿苑は施設の職員の力が発揮しやすい環境のようですが、しかしそもそも指定管理は、不安定雇用が前提の訳であります。いわゆる正規で働く人たち、その人たちが不安になってしまうということです。それは、契約期間指定管理の契約期間は5年という年限が切られております。ですから、期間の社員ということになってしまうように思います。何度も言いますが、福祉施設は労働集約産業です。経営のリスク、しわ寄せは労働者の待遇によせられ、それが利用者に反映する事になります。先ほども委員会審議の中で、毎年4,000万円の赤字がでると、そのうち3,000万円は一般会計から市の方からね、繰り入れすると残り1,000万円はどうするか。残念ながらその論議は聞けませんでした。これは合理的な運営を考えていけばそれなりの対応が出来るかもしれませんが、大変なお心配な事であります。今、恵那市の指定管理者施設の労働者の実態把握について、恵那市はその設置者、施設の責任者としてチェックをしなきゃならんと、私ども思って常に議会の中でも言っておるわけですが、それは経営に立ち入ることとして調査しようとしておりません。実態がどうなっておるか、中では労働組合があるとこなんかは、しっかりこれについてね、提携してやっておるとこもあるわけですが、福寿苑に導入したばかりのこの指定管理、これが今回、恵那市全体では、介護職員が集まらないことが重要な問題であります。また、このひまわりは今現在看護師が不足しておると、これをなんとかというふうな状況でもあります。募集が出ておりましたけれどもね。だから、今回の条例は指定管理できるというもので即実施ではありませんが、出来ると言うことはいつそうそのようになるかわからないということで、働く人たちにはなお不安になるわけですね。そのような不安定な環境で安心して働いてもらえないと思います。どうか指定管理に出来るという条例改正は

しないでいただきたいと、これが請願書の趣旨というふうに思います。これを説明させていただきます。以上です。

委員長 ; それでは本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 紹介議員にお聞きいたします。5つほど懸念が書いてありますが、その中の2番。利益優先の運営で利用者負担が増えないか。これは、利用料というのは市長が決めるべき行為であって、その指定管理者が決める訳ではないですので、なんでこれで利用者負担が増えるということがでてくるか。ということと、もう1個。入所者待機老人が増えないか。入所の人数は変わりません。施設の規模は変わりません。なぜこういうことが懸念されるか2つ教えて下さい。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 本来請願というのは、これまで恵那市の場合は請願者が出てきて内容を説明して質問にも答えていくと。というような状況ですが、最近はどういうことか請願者がこの場に出てきてですね、直接状況を訴えるということができないようなことになっております。残念なことです。ですから私もわかる範囲でしかちょっと言えませんのでよろしくお願い致します。利益優先の運営で利用者負担が増えないかと。利用料とは決まったね、規定で決められたものはそういうことになりはしますが、それ以外の負担が増えるんじゃないかと。いうふうな心配が出てくると。言うことだと私は思います。いわゆる、それ以外のサービスですね、自動販売機の...

(雑談声あり)

自動販売機でドリンクのお金がね、今までは安かったけど今度は高くなるとか、そういうことなんかもあるんじゃないかと私は思うわけですけど。

(雑談声あり)

そうすれば、ひまわりは電気代の方もそれなりにやっつけていきようったけど、今度はそれによって稼ぐというふうなことなんかもそれが経営者の知恵ということで、それはやられるというふうなこともあると思いますが。皆さん方はそういうことは考えられませんでしょうか。それから、入居者待機老人が増えないか。施設は決まっておるのでこれよりも民間になろうが直営であろうが数は変わらん。内容が全く変わらなければいいわけですが、これについて、市が選定して決めるわけやなしに、経営者が決めるんじゃないですかね。そういうふうな経営者。誰が決めるのか。ここにいれるいれないについては。経営者の判断も入ってくると思います。そうしたときに、心配があるんじゃないかと私は思うわけですが。今現在、福寿苑ではそういった話は聞いてないようですけどもそういう心配もあるように思います。

委員長 ; 他にありませんか。

委員長 ; 1番委員。

1 番委員 ; ぼくも同じく今の直営になることでの疑問点のなかで、1 番の公平、平等な介護サービスが受けられるのかというところなんですが。これは、直営じゃなくて今民間で実際に運営されておる施設というのは、公平性がないという事なんでしょう。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 民間と直営と全く変わりがなければ、問題はないですけども。なせ、民間と直営とでそんなに一般的に不安が出るのか。それは各地の例があって、こういうことになっておるんじゃないかと思うんですけど。経営者の判断というやつはね。経営を扱った以上労働者も雇用をしていかなあかん。それについては一定の部分も利用者の方にもお話ししていくというふうな格好。今まで出来たサービスを時間的に、たとえば、30 分だけでもちょっとオーバーで 45 分までやったけど、30 分にしていかなあかんで、というようなこととかね。そういうことも出てくるんじゃないかと心配してます。

委員長 ; 他にありませんか。紹介議員。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; 今の件でですね、実際恵那市の民間のですね、施設でこんな例があるんですかね。言われているということは。いっぺん、その辺聞きたいんですけど。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 今、直営から民間にかえてなったのは今度は... 老人福祉施設という格好ではないんですけども、恵光園。そして新たになった福寿苑。これだけだもんだから、かわってなったという話についてはちょっとまだ聞いておりませんが、恵光園ではいろいろね相談にも乗ったりもしておりましたけれど。

委員長 ; 他にありませんか。

6 番委員。

6 番委員 ; 特にないんだけど、とりあえずこうやって提起されているという意味ですかね。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 断定している部分があるので、私もちょっと気になったんですけど。懸念がね、あるということをここに表現されたと思います。だから、低下になる心配があると言うことで、他になければ、あちこち途中で投げ出したりたくさんあるわけですよ。そもそもこの指定管理と言うのは、コストダウンをしちやいかんということが今の片山総務大臣の時もねはっきり文書で出してるわけですよ。指定管理者制度は住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設定目的を効果的に達成するために設けられたものということで、だけでも、あくまでもコストカットの道具にはいけませんよ。というふうな総務省の通達も出ておるという部分で、今度たまたま、たまたまといっちゃあご無礼かもしれませんが、福寿苑については一定のキャリアちゅうか経営の質もあって、今やってもらっておりますけども、全体として介護士不足という状況のなかで、なかなか厳しいではないかと。いうふうに思うわけです。恵南の施設といっても介護士が集まらない。それから、旧市の方ですけど、経営者がね、失踪にはいっとると。人がおらんから。そういうふうな状況ということで大変厳しいんじゃないかと思えます。

委員長 ; 4 番委員。

4番委員 ; 私は請願というのは、ものすごく重いものだと感じております。その中で、かもしれんとか、だろろう的なところで請願を出すことに関してどういうふうに感じておみえになるのかお聞きします。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; まあ、そういうふうに重いものですから、直接請願者から意見を聞くと、言うことが標準だというふうに思うわけですけども。

委員長 ; 他にありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 要望です。今、水野議員、紹介議員が本人を呼べと。そういう意見もありましたけども、それも一理ありましたけども、紹介議員としてここに判を押した以上はそれが請願の成立要件です。今不安の要素1から5まで聞きました。答えとしては納得できません。やはり、紹介議員としてここへおみえになるならそれなりの紹介者と請願者との話し合いをして明確な答えが出るように、以後お願いします。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 紹介議員に要望というのはちょっとなんかよくわかりません。理解いたしません。この会議のね、総務文教委員会の雰囲気はこうであったと、いうふうに理解しておきます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結致します。

ここで、紹介議員には退席していただきます。

水野議員におかれましては、お忙しい中出席下さりありがとうございました。

(紹介議員(水野議員)退席)

委員長 ; それでは次に本件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

**請第4号 恵那市介護老人保健施設「ひまわり」の指定管理者制度導入に関する請願**

を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

委員長 ; 挙手少数であります。よって、「請第4号」は不採択すべきものに決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を終了致しました。  
最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と声あり)

委員長 ; ありがとうございます。  
それではこれをもちまして、平成 28 年第 4 回福祉環境委員会を閉会致します。  
ご苦労様でした。

午前 11 時 14 分閉会

---

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 福祉環境委員長 橋 本 平 紀